令和6年5月 24日

各いきいき支援センター　御中

名古屋市健康福祉局

高齢福祉部地域ケア推進課

テレビ電話等でのモニタリングに係る同意書の活用について

この度、改正された「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が令和6年4月1日から施行され、介護予防支援については、本人同意等の要件を満たした場合、テレビ電話等でのモニタリングが可能となりました(本省令第30条)。

現在、いきいき支援センターと利用者が取り交わしている「介護予防支援・第１号介護予防支援 重要事項説明書（兼契約書）」(第１部 重要事項説明書 ３ 業務の流れ⑦状況の把握(モニタリング))においては、テレビ電話等での対応を想定しておりませんが、「(別紙)テレビ電話等でのモニタリングに係る同意書」(以下、「同意書」という。)にて利用者の同意を得て、省令が定める他の要件も満たした場合については、テレビ電話等でのモニタリングを行っていただけますので、必要に応じてご活用ください。

なお、いきいき支援センターから居宅介護支援事業所へ委託へ出しているケースについても同様の取扱いとなりますので、委託先の居宅介護支援事業所へ周知いただき、同意書の写しはいきいき支援センター宛に送るようにお伝えください。

(参考)

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(一部抜粋)

第三十条　指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(略)

十六　担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回、利用者に面接すること。

ロ　イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(１)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(２)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i)　利用者の心身の状況が安定していること。

(ii)　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii)　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ニ　利用者の居宅を訪問しない月(ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ホ　少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。